

IP 通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2023 年 3 月 1 日現在

～2023年3月31日

2023年4月1日～

(令和5年2月1日現在)

目次 (略)
第1条～第52条 (略)

別記

- 1 (略)
- 2 特定協定事業者等
 - (1) (略)
 - (2) 他社接続契約者回線及びダイヤルアウトに係るもの
 - ア 他社接続契約者回線及びダイヤルアウトに係るもの

(令和5年4月1日現在)

目次 (略)
第1条～第52条 (略)

別記

- 1 (略)
- 2 特定協定事業者等
 - (1) (略)
 - (2) 他社接続契約者回線及びダイヤルアウトに係るもの
 - ア 他社接続契約者回線及びダイヤルアウトに係るもの

東北インテリジェント通信株式会社

中部テレコミュニケーション株式会社
北陸通信ネットワーク株式会社
株式会社オプテージ
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ
株式会社S T N e t
株式会社QTnet
沖縄通信ネットワーク株式会社

株式会社トークネット

中部テレコミュニケーション株式会社
北陸通信ネットワーク株式会社
株式会社オプテージ
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ
株式会社S T N e t
株式会社QTnet
沖縄通信ネットワーク株式会社

イ (略)
(3)～(8) (略)

イ (略)
(3)～(8) (略)

<p>3 V o I P協定事業者 (1) 電気通信番号規則別表第1号に定める電話番号に係るもの</p> <p>東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社 K D D I 株式会社 アルテリア・ネットワークス株式会社</p> <p>楽天モバイル株式会社 中部テレコミュニケーション株式会社 株式会社オプテージ 株式会社S T N e t 東北インテリジェント通信株式会社 株式会社ジェイコム札幌 株式会社QTnet ソフトバンク株式会社 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ 株式会社三通 Coltテクノロジーサービス株式会社 Z I P T e l e c o m株式会社 大江戸テレコム株式会社</p>	<p>3 V o I P協定事業者 (1) 電気通信番号規則別表第1号に定める電話番号に係るもの</p> <p>東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社 K D D I 株式会社 アルテリア・ネットワークス株式会社</p> <p>楽天モバイル株式会社 中部テレコミュニケーション株式会社 株式会社オプテージ 株式会社S T N e t 株式会社トークネット 株式会社ジェイコム札幌 株式会社QTnet ソフトバンク株式会社 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ 株式会社三通 Coltテクノロジーサービス株式会社 Z I P T e l e c o m株式会社 大江戸テレコム株式会社</p>
<p>(2) 電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの</p>	<p>(2) 電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの</p>

<p> 楽天モバイル株式会社 K D D I 株式会社 ソフトバンク株式会社 中部テレコミュニケーション株式会社 株式会社オブテージ 東北インテリジェント通信株式会社 アルテリア・ネットワークス株式会社 株式会社S T N e t Z I P T e l e c o m株式会社 株式会社QTnet 株式会社N T T ドコモ 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ 株式会社三通 Coltテクノロジーサービス株式会社 株式会社アイ・ピー・エス 株式会社コムスクエア 株式会社ハイスタンダード </p>	<p> 楽天モバイル株式会社 K D D I 株式会社 ソフトバンク株式会社 中部テレコミュニケーション株式会社 株式会社オブテージ 株式会社トークネット アルテリア・ネットワークス株式会社 株式会社S T N e t Z I P T e l e c o m株式会社 株式会社QTnet 株式会社N T T ドコモ 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ 株式会社三通 Coltテクノロジーサービス株式会社 株式会社アイ・ピー・エス 株式会社コムスクエア 株式会社ハイスタンダード </p>
<p>4～16 (略)</p>	<p>4～16 (略)</p>
<p> 17 I P 通信網サービスの提供に係る当社若しくは特定協定事業者又は契約事業者の電気通信サービスの契約等 (1)～(3) (略) (4) その他 ア (略) イ 加入電話等設備に係るもの (ア) 削除 (イ) 特定協定事業者等のうち加入電話等契約に係るもの </p>	<p> 17 I P 通信網サービスの提供に係る当社若しくは特定協定事業者又は契約事業者の電気通信サービスの契約等 (1)～(3) (略) (4) その他 ア (略) イ 加入電話等設備に係るもの (ア) 削除 (イ) 特定協定事業者等のうち加入電話等契約に係るもの </p>

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称	事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社～西日本電信電話株式会社	(略)	(略)	東日本電信電話株式会社～西日本電信電話株式会社	(略)	(略)
東北インテリジェント通信株式会社	第1種契約、短期第1種契約、第2種契約又は短期第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款	株式会社トークネット	第1種契約、短期第1種契約、第2種契約又は短期第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
中部テレコミュニケーション株式会社～大江戸テレコム株式会社	(略)	(略)	中部テレコミュニケーション株式会社～大江戸テレコム株式会社	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		
(ウ) (略)			(ウ) (略)		
(エ) 特定協定事業者のうちPHS契約に係るもの			(エ) 削除		
事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称			
ソフトバンク株式会社	ワイモバイル通信サービス契約	ワイモバイル通信サービス契約約款 (PHSサービス編)			
備考 本欄に規定する特定協定事業者には、その特定協定事業者が提供する電気通信役務を利用して電気通信サービスを提供する電気通信事業者を含むものとします。					
ウ～ケ (略)			ウ～ケ (略)		
18 (略)			18 (略)		
附則 (令和3年1月20日 A P S 1 サ第00734470号) (実施期日)			附則 (令和3年1月20日 A P S 1 サ第00734470号) (実施期日)		
1 この改正規定は、令和3年1月31日から実施します。 (経過措置)			1 (略) (経過措置)		
2 この改正規定実施の際、現に、改正前の規定により提供している第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリー6に限ります。)に関する料金その他の提供条件については、なお従前のおりとしします。			2 削除		
3 附則2の場合において、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー6に係る者に限ります。)は、次に掲げる契約内容の変更に限り請求等を行うことができます。			3 削除		

<p><u>ア サービスの種類の変更</u> <u>イ IPセントレックス番号の変更</u> <u>ウ 通信チャネル数の変更</u> <u>エ 付加機能又は附帯サービスの提供、利用内容の変更、廃止</u> <u>オ その他の契約内容の変更</u></p> <p>4 <u>当社は、附則2の請求等があったときは、次の場合に限り、その請求等を承諾します。</u> <u>ア 電気通信サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるとき。</u> <u>イ その他当社の業務の遂行上支障がないとき。</u></p> <p>5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</p>	<p>4 <u>削除</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>
<p>附則(令和3年6月15日 A P S 1 令第00794789号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 当社は、この改正規定により適用を開始する電話リレーサービス料に関し、次に掲げる備考欄の期間について、令和3年度においては、令和3年7月利用分から起算して適用するものとします。</p> <p>(1)別冊(シェアードIP-PBXサービス)料金表第1表(料金(附帯サービスの料金を除きます。))第1(利用料金)5(第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの)5-2-3-1(電話リレーサービス料)の備考欄</p> <p>(2)別冊(ドットフォンサービス)料金表第1表(料金(附帯サービスの料金を除きます。))第1(利用料金)の1(第1種ドットフォン契約に係るもの)1-2-2-1(電話リレーサービス料)、2(第2種ドットフォン契約に係るもの)2-2-2-1(電話リレーサービス料)及び3(第3種ドットフォン契約に係るもの)3-2-2-1(電話リレーサービス料)の備考欄</p> <p>(3)別冊(NTT Comひかり電話サービス)料金表第1表(料金(附帯サービスの料金を除きます。))第1(利用料金)2(料金額)2-4(電話リレーサービス料)の備考欄</p> <p>3 <u>当社は、この改正規定により適用を開始する電話リレーサービス料に関し、次に掲げる第6種シェアードIP-PBXサービスについても適用します。</u> <u>(1) A P S 1 令第00734470号(令和3年1月20日付)の附則2に係るもの</u></p> <p>4 V V 販第400157号(平成26年7月28日)の附則2を、令和3年7月1日をもって次のとおり変更します。</p> <p>2 当社が第1種ドットフォン契約(タイプ1に係るもの)に限り、以下この附則2~6において同じとします。)及び第3種ドットフォン契約(タイプ6に係るもの)に限り、以下この附則2から6において同じとします。)に係る料金その他の債務を一括して請求する方法(IP通信網サービス契約約款別冊(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種オープンコンピュータ通信網サービス</p>	<p>附則(令和3年6月15日 A P S 1 令第00794789号) (実施期日)</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>削除</u></p> <p>4 (略)</p>

<p>に限ります)) 料金表第1表(料金)1-1(10)に規定する統合請求の方法、共通編第34条の3に規定する当社が請求事業者に債権を譲渡し、請求事業者が請求する方法及び当社所定と異なる方法により請求する方法を除きます。以下この附則2から6において同じとします。)により請求している場合であって、第3種ドットフォン契約者(タイプ6に係る者に限ります。以下この附則2から6において同じとします。)から平成26年7月28日から平成27年1月27日までの間にこの割引の申出があり、当社がその申出を承諾したときは、第3種ドットフォン契約に係る料金が適用される料金月に限り、その第3種ドットフォン契約に係る利用料金(定額料に限ります。)、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を適用しません。</p>	
<p>附則(令和4年12月22日CAS企第00998891号) (実施期日) 1 この改正規定は、令和4年12月27日から実施します。 (経過措置) 2 <u>当社は、この改正規定により追加する利用停止の内容に関し、次に掲げる第6種シェアードIP-PBXサービスについても適用します。</u> <u>(1)APS1サ第00734470号(令和3年1月20日付)の附則2に係るもの</u></p>	<p>附則(令和4年12月22日CAS企第00998891号) (実施期日) 1 (略) (経過措置) 2 <u>削除</u></p>
<p>附則(令和4年12月22日CAS企第00998891号) (実施期日) 1 この改正規定は、令和5年1月1日から実施します。 (経過措置) 2 <u>当社は、この改正規定により追加するIP通信網契約者の義務の内容に関し、次に掲げる第6種シェアードIP-PBXサービスについても適用します。</u> <u>(1)APS1サ第00734470号(令和3年1月20日付)の附則2に係るもの</u></p>	<p>附則(令和4年12月22日CAS企第00998891号) (実施期日) 1 (略) (経過措置) 2 <u>削除</u></p>
	<p><u>附則(令和5年2月22日CAS1サ第01020822号)</u> <u>(実施期日)</u> <u>1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 次に掲げる附則を令和5年4月1日をもって削除します。</u> <u>(1)APS1サ第00734470号(令和3年1月20日)の附則2、3及び4</u> <u>(2)APS1サ第00794789号(令和3年6月15日)の附則3</u> <u>(3)CAS企第00998891号(令和4年12月22日)の附則2(令和4年12月27及び令和5年1月1日から実施したもの)</u> <u>3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u> <u>4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>